第九期
品川区介護保険事業計画
いきいき計画21

【2024(令和6)年度～2026(令和8)年度】

2024年4月

Shinagawa City
品川区

QRコードについて
このQRコードは、品川区の公式ホームページにリンクしています。品川区は、「第九期品川区介護保険事業計画」の本編と概要版を公表しており、読み上げ機能を利用することにより、視力の弱い方や視覚障害の方に情報を提供することが可能となっています。

品川区民憲章

制定　昭和 57 年（1982 年）10 月 1 日

品川区は、東に東京湾を擁し、西にはるか富士を望み、国際都市東京の表玄関に位して、江戸の昔から交易の拠点となり、我が国文化と産業の発祥地として、あまねく都民の心のふるさとであります。

わたくしたちは、この輝かしい歴史と伝統を誇りとし、文化の香り豊かな近代都市への発展を目指して、ここに区民憲章を制定いたします。

一、わたくしたちは、自由と平等を基本理念として、住民自治を確立し、進んで区政に参加します。

一、わたくしたちは、心の触れ合いを大切にして、互いに人権を尊重し、人間性豊かな環境をつくります。

一、わたくしたちは、古きよき歴史と伝統を守り、さらに生活文化を発展させ、これを後世に伝えます。

一、わたくしたちは、自然を大切にして、生活との調和をはかり、健康で豊かな区民生活を目指します。

一、わたくしたちは、自立と連帯の精神に支えられた、思いやりと生きがいのある地域社会をつくります。

ごあいさつ

介護保険制度は平成 12 年に開始されてから令和６年度で 25 年目を迎え、高齢者の介護を支える基盤として定着し、発展してきています。

現在の品川区における高齢者人口の割合（高齢化率）は、ここ数年 20%程度で推移し、そのうち 75 歳以上の後期高齢者人口が 65 歳から 74 歳までの人口を上回る状況にあります。また、認知症高齢者の増加など、今後も介護事業にかかるサービス量や費用等の増加が見込まれています。

このたび作成した第九期品川区介護保険事業計画では、第八期に引き続き「地域包括ケアの充実による地域共生社会の実現」を重点課題とし、課題解決に向けた８つのプロジェクトを様々な関係機関と連携を図りながら着実に取り組んでまいります。そして、今後も持続可能な介護保険制度を運営し、区民の皆様が「できる限り住み慣れた地域・我が家で暮らす」ことができるよう、介護の担い手不足や健康寿命の延伸など、喫緊の課題にも迅速に対応してまいります。

これからも、「区民の幸福（しあわせ）」、すなわちウェルビーイングの視点から介護保険事業および高齢者福祉施策を展開し、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」を創ってまいりますので、区民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、品川区介護保険制度推進委員会の皆様をはじめ、区民ならびに関係者の皆様からの貴重なご意見を多くいただきましたことに心より感謝申し上げます。

令和6年４月

品川区長　森澤　恭子

目　次

品川区民憲章 …… 2

ごあいさつ …… 3

第一章　　計画の基本的な考え方 …… 7

１．本計画の位置付け…… 9

２．計画の理念と高齢者介護の目標……10

（１）計画の基本理念・基本原則・基本目標

（２）高齢者介護の目標・原則・保険者としての役割

３．計画改定の経緯と第九期の重点課題……14

（１）これまでの経緯

（２）計画期間と 2040 年を見据えた第九期の重点課題

４．推進体制……19

（１）計画の推進体制

（２）区民への周知

第二章　　高齢者の状況を踏まえた支援体制の強化 ……21

１．品川区における高齢化の状況 ……23

（１）品川区の高齢化の推移

（２）品川区の 85 歳以上の人の推移

２．地区別高齢化率と高齢者への支援体制 ……25

（１）地区別の高齢者人口と高齢化率

（２）高齢者への支援体制

３．高齢者の３つの類型と支えるしくみ……27

（１）元気高齢者の社会参加プログラム

（２）自立支援高齢者を支えるネットワーク

（３）要介護高齢者を支援する在宅介護支援システム

４．高齢者を支える横断的、総合的な相談支援体制 ……31

（１）高齢者を支える体制整備

（在宅介護支援センター、支え愛・ほっとステーション）

（２）重層的支援体制の構築

（３）在宅介護支援システムの強化

（４）地域ケア会議の充実

５．保険者機能の強化 ……35

（１）周知機能の強化（意思決定支援の推進）

（２）介護保険財政の公正な運営

第三章　　第九期に推進する８つのプロジェクト ……37

８つのプロジェクト概要……39

プロジェクト１．地域との協働によるネットワークと共生社会の実現……40
（１）地域に根ざした支え合いの推進
（２）見守りのしくみの充実
（３）成年後見制度の利用促進
（４）共生社会の実現に向けた体制の強化

プロジェクト２．健康づくりと介護予防の推進……50
（１）社会参加活動の推進
（２）生涯を通じた健康づくり活動への支援
（３）自立支援を目指した介護予防・日常生活支援総合事業の推進
（４）要介護者（要支援者）等に対するリハビリテーションの推進

プロジェクト３．認知症の人とともに生きる総合的な施策の推進……61
（１）認知症の理解の推進・認知症本人からの発信支援
（２）認知症予防、早期発見・早期対応の推進
（３）認知症の人と家族の社会参加・仲間づくりの支援、異業種連携の充実

プロジェクト４．介護保険サービス・その他のサービスの充実……70
（１）ケアマネジメントの質の向上
（２）介護保険サービスの充実
（３）介護者支援の充実

プロジェクト５．医療と介護の連携推進……78
（１）在宅医療に関する普及・啓発等支援策の推進
（２）医療と介護の連携体制の強化

プロジェクト６．入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上……84
（１）地域密着型サービスの整備
（２）介護保険施設の整備
（３）サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等（特定施設）の整備
（４）施設サービス向上の取り組み
（５）居住支援事業（入居促進事業・居住支援協議会）の取り組み

プロジェクト７．介護・福祉職員の確保・育成と介護現場の生産性向上……92
（１）多様な介護・福祉職員の確保・育成
（２）地域福祉の担い手の確保・育成
（３）業務の効率化、質の向上の推進

プロジェクト８．非常時（感染症・災害）への対応・対策……98
（１）感染症対策への備え
（２）災害時（地震・風水害）の体制整備

第四章　要介護高齢者の推計と介護サービス・地域支援事業の供給量…105

１．要介護高齢者の推移と今後の見込み（第九期～2040 年度）……107
（１）第１号・第２号被保険者数と要介護認定者数の推移と見込み

２．介護サービス量の推移と今後の見込み（第九期～2040 年度）……110
（１）介護給付サービスの利用者数の推移と見込み
（２）居宅サービス量の推移と見込み（サービス別）
（３）地域密着型サービス
（４）市町村特別給付
（５）施設サービス

３．地域支援事業について……127
（１）介護予防・日常生活支援総合事業
（２）包括的支援事業
（３）任意事業

４．介護保険にかかる事業費の見込みと保険料……128
（１）総介護費用と保険給付費の推移と見込み
（２）介護サービスにかかる費用の負担割合
（３）第１号被保険者の保険料基準額と介護給付費等準備基金の活用
（４）負担の公平化と介護保険料の軽減措置

資料編 ……133

１．各種アンケート調査の結果……135
２．品川区高齢者施策の取り組み……164
３．住民基本台帳による地区別人口および高齢者数……175
４．品川区介護保険制度推進委員会……176
５．地域包括支援センター運営協議会……179
６．品川区介護認定審査会……180
７．地域密着型サービス運営委員会……181
８．特別養護老人ホーム入所調整基準……182
９．品川区における介護保険と高齢者保健福祉サービス体系……183
10．介護保険制度担当組織の変遷……184
11．介護保険制度担当組織……186
12．品川区介護保険制度に関する条例（抜粋）……187

※本計画書の資料編では、各種調査の結果や統計を紹介しています。統計の推計では小数点以下の四捨五入処理等により、個別値の計と合計値が合わない場合があります。また百分率についても同様の処理により、合計が 100%にならない場合があります。

第一章
計画の基本的な考え方

1. 本計画の位置付け

第九期品川区介護保険事業計画の策定にあたっては、品川区基本構想「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」のさらなる実現に向け、令和2年4月に改定した品川区長期基本計画における「地域」「人」「安全」の3つの政策分野から未来につなぐ4つの視点のもと、検討を進めました。

また、本計画は、これまでの計画と同様に高齢者保健福祉計画を包含した計画とするとともに、品川区基本構想・長期基本計画のほか、地域福祉計画やしながわ健康プラン 21、障害福祉計画など関連する計画との整合性を図り、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」を目指して具体的な計画を策定します。

【品川区基本構想】

【将来像】　**輝く笑顔　住み続けたいまち　しながわ**

【３つの理念】
①暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる
②伝統と文化を育み活かす品川区をつくる
③区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる

【５つの都市像】
①だれもが輝くにぎわい都市
②未来を創る子育て・教育都市
③みんなで築く健康・福祉都市
④次代につなぐ環境都市
⑤暮らしを守る安全・安心都市

【品川区長期基本計画】

【３つの政策分野】　**「地域」「人」「安全」**

【４つの視点】
❶超長寿社会に対応する視点
❷多文化・多様な生き方を尊重する視点
❸強靭で魅力あるまちを未来につなぐ視点
❹先端技術を活用して課題解決と発展を図る視点

【品川区地域福祉計画】

第九期
品川区介護保険事業計画
［いきいき計画 21］

しながわ健康
プラン21

品川区障害者計画
障害福祉計画・
障害児福祉計画

（介護保険事業計画は老人福祉法に定める老人福祉計画を含む）

2. 計画の理念と高齢者介護の目標

品川区では「できる限り住み慣れた地域・我が家で暮らす」を高齢者介護の目指すべきあり方として定めています。

高齢者と家族が、介護保険サービス等の公的サービスと住民の互助活動、民間サービスを活用しながら、心身が不自由になっても、できる限り住み慣れた地域・我が家で生活ができ、在宅生活の継続が困難になった場合には、施設への入所の見通しが立てられるようにしていきます。

〈基本理念〉

安心して高齢期を送ることのできる協働社会の創造

〈基本原則〉

- 高齢者がともに社会を担う
- 高齢者と家族の気持ちと主体性尊重
- 地域社会における信頼関係の確立

〈基本目標〉

- 高齢者がいきいき元気に過ごせる
- 高齢者をふれあい・助け合いによって支える
- 高齢者が、心身が不自由になっても安心して暮らせる
- 区民・行政・サービス提供機関が協働し、それぞれの役割を果たす

品川区が目指す高齢者介護のあり方・目標

「できる限り住み慣れた地域・我が家で暮らす」

高齢者介護の 7 原則

①自立支援と家族への支援
②利用者本位(尊厳の保持)
③予防の重視
④総合的効率的なサービスの提供
⑤在宅生活の重視
⑥制度の健全運営
⑦地域の支え合い(コミュニティサポート)の醸成

保険者としての役割

（1）介護保険制度の健全な運営
①介護保険事業計画の策定と推進
②制度の運営

（2）介護サービスの提供体制と介護サービス基盤の整備
①在宅介護支援システムの強化
②多様なサービス提供者の確保と適切な管理指導
③介護施設等の整備と地域の既存施設の活用
④多様な介護・福祉職員の確保・育成

（3）品川区が目指す高齢者介護を実現するためのしくみづくり
①安心して介護サービスを利用できるしくみ
②コミュニティサポートと予防のためのしくみ
③区民の理解を得て制度を円滑に運営するためのしくみ

（1） 計画の基本理念・基本原則・基本目標

＜基本理念＞

安心して高齢期を送ることのできる協働社会の創造

＜基本原則＞

● **高齢者がともに社会を担う**

高齢者自身が、これまで培ってきた知識や経験を活かし、地域社会の一員として、他の世代の人たちとともに積極的にその役割を果たすことが期待されます。

● **高齢者と家族の気持ちと主体性の尊重**

心身が不自由になっても安心して住み慣れた地域・我が家で暮らし続けるために、高齢者本人や介護する家族の気持ちと主体性・意思を尊重し、高齢者と家族が自立的に生活することを支援する視点が重要です。

● **地域社会における信頼関係の確立**

区民・行政・サービス提供機関が協働し、高齢者を社会全体で支えるためには、相互の信頼関係を確立することが必要です。

＜基本目標＞

● **高齢者が「いきいき元気」に過ごせる地域社会を実現する**

人生経験が豊かな高齢者が、その主体性を尊重され、社会のなかで役割を果たしていくことは、生活の質を確保するために重要です。様々なライフスタイルや価値観をもつ高齢者がそれぞれの多様性に応じて、いきいきと充実した生活を送ることのできる社会をつくります。

● **高齢者を「ふれあい・助け合い」によって支える地域社会を実現する**

元気な高齢者が多数を占める一方、加齢による心身の衰えから何らかの支援を必要としている高齢者に対し、地域社会が相互扶助の精神で、行政・サービス提供機関と力を合わせて支えるコミュニティ（地域）サポート体制をつくります。

● **高齢者が、心身が不自由になっても「安心」して暮らせる地域社会を実現する**

介護が必要になった時、必要なサービスが総合的に利用できる体制を身近な地域でつくります。

● **区民・行政・サービス提供機関が協働し、それぞれの役割を果たす地域社会を実現する**

区民・行政・サービス提供機関が協働していくためには、相互の理解と信頼が不可欠であり、この信頼関係の確立に向けて、区は様々な場と機会を通じて情報の提供を図り、必要なしくみづくりを行うなど、行政としての役割を果たします。

（2）高齢者介護の目標･原則･保険者としての役割

区では以下のような高齢者介護のあり方を目指し、その実現のために、「高齢者介護の7原則」を基本原則として設定します。

品川区が目指す高齢者介護のあり方・目標

「できる限り住み慣れた地域･我が家で暮らす」

高齢者と家族が、介護保険サービス等の公的サービスと
住民の互助活動、民間サービスを活用しながら、
心身が不自由になってもできる限り住み慣れた地域･我が家で安心して生活ができ、
在宅生活の継続が困難になった場合には、
施設への入所の見通しを立てられるようにしていきます。

高齢者介護の 7 原則

① **自立支援と家族への支援**
介護が必要な高齢者等の自立の支援およびその家族の支援を目指すこと

② **利用者本位（尊厳の保持）**
介護サービス利用者の意思および選択が尊重されること

③ **予防の重視**
高齢者等の心身の能力の維持向上と、その機能の低下の予防を重視すること

④ **総合的効率的なサービスの提供**
保健、福祉および医療の連携により、介護サービスが総合的かつ効率的に提供されること

⑤ **在宅生活の重視**
高齢者等が可能なかぎり自宅で生活を送ることができるための支援を重視すること

⑥ **制度の健全運営**
保険財政の健全な運営を行うとともに、制度の公平かつ公正な運営を図ること

⑦ **地域の支え合い（コミュニティサポート）の醸成**
地域における住民相互の支援活動との連携が図られること

以上の基本原則に基づき、区では次の「保険者としての役割」に積極的に取り組んでいきます。

保険者としての役割

（1）介護保険制度の健全な運営

① 介護保険事業計画の策定と推進

給付水準と保険料水準（需要と供給）の見込み、保険料の設定、
保険給付の管理、計画の見直し

② 持続可能性に配慮した制度の運営

被保険者管理、保険料の賦課・徴収、要介護認定、給付の適正化

（2）介護サービスの提供体制と介護サービス基盤の整備

① 在宅介護支援システムの強化

・適正かつ効果的なケアマネジメント（適切なケアマネジメント手法）の実施
・特別養護老人ホーム等の入所調整のしくみの運営

② 多様なサービス提供者の確保と適切な管理指導

・利用者ニーズへの柔軟な対応
・サービスおよびその提供者の選択肢の確保
・サービス事業者への立ち入り調査等による管理指導の強化

③ 介護施設等の整備と地域の既存施設の活用

④ 多様な介護・福祉職員の確保・育成

・ICT・AI・データ・ロボット・センサー等を活用した連携、業務革新、生産性向上のしくみづくりへの支援
・若者・女性・高齢者・外国人技能実習生等の多様な介護・福祉職員の確保と定着の推進

（3）品川区が目指す高齢者介護を実現するためのしくみづくり

① 安心して介護サービスを利用できるしくみ

・認知症の人等の地域での見守り・生活支援・意思決定支援・権利擁護・成年後見のしくみ
・苦情相談窓口の設置と対応システム
・サービス評価・向上のしくみ
・介護給付の適正化と事業所指導検査体制の強化

② コミュニティサポートと予防のためのしくみ

・在宅介護の課題(地域ぐるみの認知症の人のケアや介護予防)への取り組み
・地域の支え合いとの連携
・自立支援を目指した介護予防の推進と健康寿命の延伸
・生活支援・家族支援事業の充実と活用
・複雑・複合化した課題を抱えた人や世帯への横断的な支援体制の強化

③ 区民の理解を得て制度を円滑に運営するためのしくみ

・地域共生社会の構築に向けた地域づくり・普及啓発
・適切な情報の提供
・介護保険制度推進委員会等の運営

3. 計画改定の経緯と第九期の重点課題

（1）これまでの経緯

区では1993（平成5）年3月に「品川区高齢社会保健福祉総合計画」を策定し、在宅生活重視の視点から高齢者保健福祉施策の総合的な展開と在宅介護支援体制の強化を打ち出しました。

ここでは、現在までの主な取り組みと成果をまとめ、今後の課題と方策を設定します。

品川区の取り組みと成果	主な国の動向

導入期〈1993～1999(平成5～11)年度：介護保険制度の導入準備まで〉

品川区の取り組みと成果	主な国の動向
○ 計画的な介護サービス基盤の整備 ○ 在宅介護支援センター運営マニュアルの開発 ○ 要介護認定のモデル事業実施 ○ 介護保険制度の円滑な実施への基盤づくり ○ 在宅介護支援センターの拡充	○ 介護の社会化 ○ 介護基盤整備 ○ 保険制度導入の準備 ○ サービスの質の担保

第一期〈2000～2002(平成12～14)年度：介護保険制度への円滑な移行〉

品川区の取り組みと成果	主な国の動向
1．介護サービスを安心して利用できる環境づくり ○ サービス評価・事業者育成支援の取り組み ○ 在宅介護支援センター運営マニュアルの改定 ○ 品川福祉カレッジの開校（人材の育成） ○ 品川成年後見センターの開設 2．介護予防と充実した高齢期の生活づくり ○ 新しいタイプの入居型介護施設の整備と検討 ○ 地域リハビリテーションシステムの構築 ○ 「区民健康づくりプラン品川」の策定 ○ 高齢者の社会参加・就業支援のしくみづくり	○ 区市町村を保険者とする介護保険制度の施行 ○ 措置から契約へ（選択に基づく利用） ○ 要介護認定に基づく給付 ○ 介護支援専門員（ケアマネジャー）を核としたケアマネジメントシステムの導入

第二期〈2003～2005(平成15～17)年度：介護保険制度の定着〉

品川区の取り組みと成果	主な国の動向
○ 在宅介護支援システムの強化とサービスの質の向上、介護保険制度の普及・定着 ○ 介護予防（重度化予防を含む）施策の構築 ○ 住民を主体とする住民相互の支え合いの再構築 ○ 多様化する高齢期の住まいと生活の確保 ○ 認知症ケア体制の再構築	○ 訪問介護員（ホームヘルパー）、介護支援専門員（ケアマネジャー）の養成・支援・質の向上 ○ 介護サービス評価の取り組み ○ 認知症介護研修の充実 ○ 給付適正化の取り組み

品川区の取り組みと成果	主な国の動向

第三期〈2006～2008(平成 18～20)年度:介護予防の充実〉

○ 介護予防、重度化予防のシステムの構築 ○ 認知症ケアなど新しいシステムの構築 ○ 住民を主体とするコミュニティサポート（地域による支え合い活動）の拡充 ○ 介護サービスの質の持続・向上のしくみづくり ○ 高齢期の住まいと生活の多様性の確保	○ 予防重視型システムへの転換 ○ 施設給付の見直し ○ 新たなサービス体系の確立（地域包括支援センターの創設等） ○ サービスの質の確保・向上 ○ 負担のあり方・制度運営の見直し ○ 高齢者虐待防止法の施行

第四期〈2009～2011(平成 21～23)年度:地域で支えるしくみの充実〉

○ 第２期品川区地域福祉計画の策定と、地域との協働による多様なネットワークの構築・拡充（地域見守りネットワークなど） ○ 認知症高齢者へのケアの拡充 ○ 在宅生活を支援するための基盤整備の推進（通院等外出介助サービスなど） ○ 介護サービス基盤の整備と充実 ○ 介護予防、重度化予防の拡充	○ 事業者の不正事案再発防止に向けた法整備 ○ 有料老人ホームの都道府県への届出の義務化 ○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正 ○ 孤立死防止対策 ○ 介護職員の処遇改善

第五期〈2012～2014(平成 24～26)年度:システムと地域で在宅生活を支える〉

○ 高齢者の在宅生活を包括的に支える「地域包括ケアシステム」の構築 ○ セーフティネットとしての特別養護老人ホーム等の施設整備 ○ 機関との連携を強化した協働による支え合いのしくみづくりを推進	○ 介護職員による一部医療行為の実施 ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスの開始 ○ 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

品川区の取り組みと成果	主な国の動向

第六期〈2015～2017(平成 27～29)年度:地域包括ケアシステムの拡充〉

○ 2025（平成 37）年を見据えた地域包括ケアシステムの構築と推進 ○ セーフティネットとしての施設の充実と整備 ○ 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の円滑な実施 ○ 区民と地域の関係機関、区の協働による支え合いのしくみづくりを推進 ○ 特別養護老人ホーム入所調整のしくみをさらに適正に運用し、特例入所の基準を整備 ○ 一部の被保険者への公費による保険料負担軽減	○ 在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実 ○ 予防給付の地域支援事業への移行、多様化 ○ 特別養護老人ホームを中重度の要介護者を支える機能に重点化 ○ 低所得者の保険料軽減を拡充 ○ 介護サービス利用時の自己負担を２割へ引き上げ（一部） ○ 低所得の施設利用者の「補足給付」の要件に資産などを追加

第七期〈2018～2020(平成 30～令和2)年度:地域包括ケアシステムのさらなる拡充〉

○ 地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアシステムの推進 ○ セーフティネットとしての施設の充実と整備 ○ 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の拡充 ○ 一部の被保険者への公費による保険料負担軽減拡充 ○ 新型コロナウイルス感染症への対応に資する施策の実施	○ 居宅介護支援の指定権限委譲 ○ 「介護医療院」創設 ○ 「共生型サービス」創設 ○ 低所得者の保険料軽減のさらなる拡充 ○ 介護サービス利用時の自己負担を３割へ引き上げ（一部） ○ 新型コロナウイルス感染症への対応

第八期〈2021～2023(令和3～5)年度:地域包括ケアの充実による地域共生社会の実現〉

○ 地域の支え合い体制の強化による地域包括ケアシステムの推進（在宅介護支援センター、支え愛ほっとステーションの体制整備、連携） ○ セーフティネットとしての施設の充実と整備 ○ 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の拡充 ○ 8050 問題、住宅確保要配慮者、生活困窮者、介護と仕事の両立支援、ダブルケア・ヤングケアラー等への横断的な支援 ○ 感染症や災害時対応への体制整備	○ 2023（令和5）年6月　認知症対策基本法の成立、地域ぐるみの認知症の人と共に生きる包摂的支援 ○ 自立支援、尊厳の保持に資するサービスの提供と質の向上の取り組みの推進（ケア協議会、ケアマネジャーの研修育成等） ○ LIFE の開始（データの利活用） ○ 重層的支援体制整備事業の検討 ○ 新型コロナウイルス感染症への対応の継続

（2）計画期間と 2040 年を見据えた第九期の重点課題

① 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015（平成 27）年に国連サミットで採択された、2030（令和 12）年を年限とした、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標です。

経済、社会、環境の 3 つの側面から捉えることのできる 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットで構成されています。

図表　持続可能な開発目標（SDGs）

資料：「持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けて日本が果たす役割」2023（令和 5）年 10 月 外務省 国際協力局 地球規模課題総括課
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/sdgs_gaiyou_202310.pdf

区では長期基本計画・総合実施計画等にＳＤＧｓとの関係性を明記し、「経済」「社会」「環境」など幅広い分野の目標達成に向けて、各種事業を展開してきました。長期基本計画が示す方向性は SDGs と重なるところが多く、長期基本計画において掲げる各施策を推進することは、SDGs の達成にも資するものと考えています。2030（令和 12）年に向け、品川区全体でSDGs の取り組みを加速させていきます。第九期介護保険事業計画においては、「目標 3　すべての人に健康と福祉を」、「目標 10　人や国の不平等をなくそう」に該当するものとし、背景となる社会経済の動向を踏まえながら、目標達成に向けた内容を整理しています。

② 計画期間（2024（令和６）年度から 2026（令和８）年度までの３年間）

区では、65 歳以上の高齢者人口が 2023（令和５）年４月現在で約８万１千人、総人口に占める割合は 20.0%となっています。今後も増加が見込まれる高齢者数の動向、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加に加え、団塊世代が 75 歳以上の高齢者となる 2025（令和 7）年度、さらに団塊ジュニア世代が 65 歳になる 2040（令和 22）年度の「労働力減少社会」を見据え、第九期介護保険事業計画を作成しています。

また、地域で高齢者を支える地域包括ケアシステムの強化、地域共生社会を構築するという方針に基づき、2030（令和 12）年度、2040（令和 22）年度の推計も併せて記載しています。

これまでの実績を踏まえ、今後３年間において取り組む課題と、その解決に向けた施策や介護基盤整備の方針、さらに介護サービス事業量の見込みと第１号被保険者の保険料について定めます。

なお、2030（令和 12）年度、2040（令和 22）年度の推計は、現在把握できる内容をもとに推計したものであり、今後の介護保険制度の改正等により変更となる可能性があります。

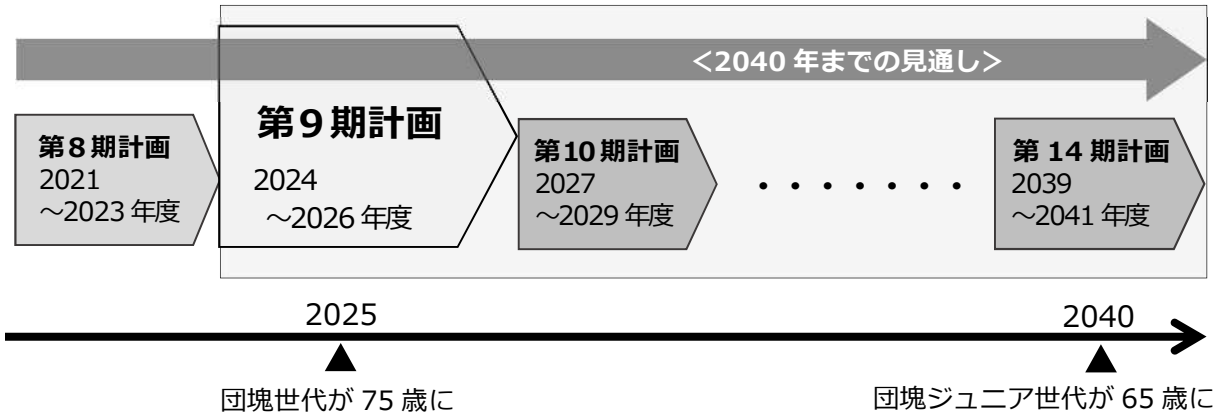

③ 第九期の重点課題

【地域包括ケアの充実による地域共生社会の実現】

区は、介護保険制度の保険者として、さらなる高齢化の進展に備えて、引き続き公平・公正な事業運営に努めるとともに、医療・介護・介護予防・住まいおよび生活支援の基盤整備と、区民・関係機関の連携による支え合いのしくみづくりによる「地域包括ケア」を充実させていきます。

「地域包括ケア」のさらなる推進により、区民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、区民一人ひとりが生きがいを感じ、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指していきます。

4. 推進体制

（1）計画の推進体制

○　「品川区介護保険制度に関する条例」に基づき、介護保険制度の事業運営状況を把握・検証し、その評価を行い、公平かつ円滑な制度運営を行うため、区長の諮問機関として「品川区介護保険制度推進委員会」を設置しています。この委員会において、介護保険事業ならびに本計画に関する高齢者保健福祉全般にかかる施策について審議を行い、本計画の着実な推進を図っていきます。

○　また、2006（平成 18）年度の制度改正により設置が義務付けられた「地域包括支援センター運営協議会」は、本計画で重点とする在宅介護支援システムと密接な関係を有するため、品川区介護保険制度推進委員会においてその機能を兼ねることとし、計画全体の一貫性と効率化を図ります。

○　なお、住み慣れた地域・我が家での生活を支える地域密着型サービスの計画的な整備およびサービスの質の向上に資する事業運営に向け、「地域密着型サービス運営委員会」により、サービス提供事業者の指定審査等を行います。審査内容は、品川区介護保険制度推進委員会に報告することにより、本計画との整合性を確保し、高齢者の在宅生活支援を推進していきます。

（2）区民への周知

○　介護保険制度の公平かつ円滑な事業運営、地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現においては、区民・区内企業・団体をはじめとする多様な主体の理解と協力が不可欠であるため、区は制度運営を司る保険者として、サービス利用者への各種情報提供や制度に関する様々な普及啓発に努めてきました。

○　今後も、日常生活における相談に対するきめ細かい対応や、パンフレット類の整備、広報紙・インターネット・ケーブルテレビなどを活用した広報活動とともに、高齢者支援の第一線で活動する民生委員・児童委員や町会・自治会、区民活動グループ・区内企業等の要請に応じ、地域での説明会を開催するなど、周知方法と内容の拡充に努め、一層の趣旨普及を推進していきます。

○　区民への周知については介護保険制度の周知とともに、予防事業等も含めて提供しているサービス内容（趣旨、目標、特徴など）をわかりやすく紹介することにより、本人の意思を尊重しながら本人や家族が十分納得してニーズに合ったサービスが受けられるよう、意思決定の一助となる情報提供を進めます。